

岩手県告示第629号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年6月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社阿部電機商会
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市鍛冶町5番9号
    - ウ 代表者の氏名 阿部勝俊
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1679号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年6月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年6月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 千葉産業ガス住設部
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町藤沢字狩野36番地3
    - ウ 代表者の氏名 千葉哲平
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第8575号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年6月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年7月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 末広鉄筋
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市好摩字野中28番地146
    - ウ 代表者の氏名 立花則夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20234号
  - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月4日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年7月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社電創総合サービス
    - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼高柳27番地5
    - ウ 代表者の氏名 齋藤明彦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20404号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月22日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年6月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社箱根建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区生母字箱根43番地1

ウ 代表者の氏名 菅原英治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第60194号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月17日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成28年6月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ホワイトアウル

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字小田切310番地

ウ 代表者の氏名 干泥和久

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第60204号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月2日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成28年6月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 奥州循環システム株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字堀通27番地1

ウ 代表者の氏名 南部智成

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第60215号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月22日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成28年6月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 浅与建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢8区6番地

ウ 代表者の氏名 浅沼幸二

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-23)第841号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月10日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業

を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成28年7月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社誠和電気

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市前九年一丁目6番28号

ウ 代表者の氏名 吉田諄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-27)第2640号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月30日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。